

報告事項 3

都市計画提案制度

評価の指針等の見直しについて

平成14年7月 都市計画法の改正（平成15年1月1日施行）

住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするための制度として創設

運
用

都市計画提案制度手続き要領（平成15年1月1日施行）

第3条（評価の指針）

- ①本市のまちづくりの方針に則していること。
- ②当該土地の周辺環境等に配慮されていること。
- ③周辺の住民との調整が整い、概ね賛同が得られること。
- ④各都市計画決定案件については、それぞれの法律、条例、規則、要綱、方針、プラン等に則していること。

平成20年3月 評価の指針等の改正

（平成20年4月1日施行）

■ 前回(平成20年)の評価の指針等の見直しの概要

3

(運用開始から約4年経過)

平成19年11月 都市計画審議会[報告]

都市計画提案制度の運用に係る課題と対応について



平成20年3月 評価の指針等の改正 (平成20年4月1日施行)

《改正の概要》

① 評価の指針の見直し

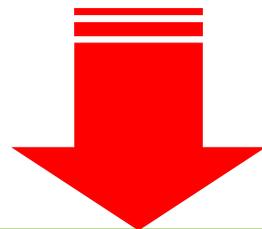
- ・ 3種類の評価基準を「評価の指針」として統一
- ・ 評価項目と内容の充実

〔 事業実施の実現性 [評価項目の追加]
環境等への配慮→温暖化対策等の追加
まちづくりへの寄与→必要施設等の追加 〕

② 事前相談制度の制定

等

- 前回（平成20年）の見直しから10年以上が経過
- 近年の人口減少等の社会情勢の変化や環境・防災への市民意識・社会的要請の高まりへの対応が求められる
- 都市計画提案の評価を、適正かつ円滑に進めることが必要



評価の指針等の見直しを行う

■都市計画法に基づく都市計画提案制度とは

5

(内容)

土地所有者、まちづくりNPO等が、一定の条件を満たしたうえで、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案できる

(提案の対象となる都市計画の種類)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発の方針」等に関するものを除く都市計画全般

(提案の要件)

- ① 0.5ha以上の一体的な区域
- ② 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合
- ③ 土地所有者等の2/3以上の同意（人数及び面積）

（評価項目）

- ① 横浜市のまちづくりの方針との整合
- ② 環境等への配慮
- ③ 周辺住民との調整及び概ねの賛同
- ④ 事業実施の実現性
- ⑤ まちづくりへの寄与
- ⑥ 適正な提案区域の設定
- ⑦ 事業中の都市施設等への配慮
- ⑧ 計画の合理性・担保性



総合的に評価

(評価項目)

- ① 横浜市のまちづくりの方針との整合
- ② 環境等への配慮
- ③ 周辺住民との調整及び概ねの賛同
- ④ 事業実施の実現性
- ⑤ まちづくりへの寄与
- ⑥ 適正な提案区域の設定
- ⑦ 事業中の都市施設等への配慮
- ⑧ 計画の合理性・担保性



総合的に評価

(評価項目)

① 横浜市のまちづくりの方針との整合

② 環境等への配慮  環境・防災等への取組

環境基準の見直し + 防災の視点を新たに追加

③ 周辺住民との調整及び概ねの賛同

④ 事業実施の実現性

⑤ まちづくりへの寄与

⑥ 適正な提案区域の設定

⑦ 事業中の都市施設等への配慮

 都市施設等への配慮

事業中だけでなく、未整備の都市施設等への配慮も含める

⑧ 計画の合理性・担保性

(評価項目)

② 環境・防災等への取組

【取組の例】

	旧	新
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>CASBEE横浜 B+</u> ・ 地球温暖化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>CASBEE横浜 A</u> ・ 地球温暖化対策
新規 防災	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波対策 ・ 浸水対策 ・ 崖崩れ等対策